平成２７年（フ）第１６０５号
大阪市生野区林寺２丁目10番２号
破産者　平　　芳宏
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７８７号
大阪府大東市諸福３丁目２番12号　302号
破産者　藤原　幸浩
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４５５号
岡山県久米郡美咲町小原441番地、前住所大阪府摂津市鳥飼中１丁目37番５号
破産者　ハヤシ建築設計事務所こと　林　　光嘉
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４５６号
岡山県久米郡美咲町小原441番地、前住所大阪府摂津市鳥飼中１丁目37番５号
破産者　エイチ・ツー・ライフこと　林　　立子
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５３４号
大阪府八尾市恩智中町１丁目185番地　202号
破産者　伊堂寺**徳**治
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９０８号
兵庫県尼崎市築地２丁目６番３号　メゾン築地201号、前住所大阪府八尾市太田新町３丁目175番地の１　ダイヤ八尾寮207号
破産者　富川　盛世
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７０４号
大阪市住吉区南住吉２丁目２番26号　ハイム南住吉　202号
破産者　武藤　　洋
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８７２号
大阪市平野区加美東５丁目12番31号
破産者　髙島　信二
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０２０号
大阪市浪速区恵美須西３丁目14番23―314号
破産者　田中　克憲
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０９２号
大阪市都島区中野町４丁目17番13号
破産者　ＬＺデザインこと　澤　　直樹
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２２号
堺市南区竹城台１丁２番17―302号　営業所堺市中区深井沢町3143番地　アミューレット深井302号室、前住所堺市中区東八田170番地２　グランドール129―202号
破産者　明石建築設計事務所こと　明石　政一
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１００１号
堺市中区深阪２丁７番17号、申立時の住所堺市中区深阪2376番地２
破産者　田中君子こと　張　　君子
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６２３号
堺市中区土師町３丁17番９号、前住所堺市南区赤坂台６丁16番35号
破産者　ジャパンデンタルデザインこと　東野　利夫
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７９６号
堺市南区竹城台４丁２番５―202号　山崎方
破産者　久森　幸枝
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１８７号
神戸市東灘区住吉山手４丁目６番32―603号
破産者　松岡　茂雄
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４９２号
神戸市北区鈴蘭台南町３丁目８番10―105号、従前の住所神戸市北区中里町２丁目18番地の７
破産者　濵田　全啓
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４７８号
北九州市小倉北区原町１丁目９番１―702号
破産者　笹本　明美（旧姓森山）
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５１６号
北九州市小倉北区大門２丁目５番７―301号
破産者　古野　保憲
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２３６号
佐賀市中折町８番９―１号
破産者　本園　洋介
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係